

平成 31 年 3 月 20 日  
改正令和 2 年 2 月 10 日  
附属図書館長裁定

## 一橋大学附属図書館名誉教授閲覧室運用要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、一橋大学附属図書館利用規則（平成 16 年規則第 179 号）第 14 条の規定に基づき、一橋大学附属図書館（以下「図書館」という。）に設置した名誉教授閲覧室の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用の範囲)

第 2 条 名誉教授閲覧室の利用は、一橋大学名誉教授の教育研究活動並びに相互交流を目的とする。

### (利用者の範囲)

第 3 条 名誉教授閲覧室を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 一橋大学名誉教授の称号を授与された者
- 二 前号の同伴者
- 三 館長が特に必要と認めた者

### (開室日及び時間)

第 4 条 名誉教授閲覧室の開室日及び時間は、図書館の休館日を除き、授業期は平日の午前 8 時 40 分から午後 9 時 30 分まで、休業期は平日の午前 8 時 40 分から午後 6 時 30 分までとする。ただし、図書館の開館時間に合わせることもある。

### (利用の申請)

第 5 条 名誉教授閲覧室の利用者は、図書館利用証を提示の上、利用を申請するものとする。ただし、第 3 条第 3 号に該当する利用者は、利用を申請の上、一橋大学附属図書館長の許可を得るものとする。

2 利用の申請は、利用日の 1 か月前から受け付ける。

### (利用の開始)

第 6 条 利用者は、利用開始時に図書館利用証の提示により名誉教授閲覧室の鍵を受領するものとする。ただし、第 3 条第 3 号の利用者であり、図書館利用証を保持していない場合は、この限りではない。

(事務)

第7条 名誉教授閲覧室の管理運営に関する事務は、学術・図書部学術情報課利用者サービス係が行う。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日より実施する。
- 2 「名誉教授閲覧室の運用について」(平成14年5月31日附属図書館長決裁)は、廃止する。

附則

この要領は、令和2年4月1日より実施する。